

新	旧
5 意見聴取結果の税理士等への連絡 <u>(1) 調査に移行しない場合</u> 意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う。ただし、次に掲げるものに該当する場合には口頭（電話）により行う。 なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、意見聴取結果についてのお知らせを送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。 ① 課税上の指摘事項があるもの又は更正や修正申告のしようようには至らないが、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項があるもの ② 法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 2 面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 2 面「3 審査した主な事項」欄及び 3 面「4 審査結果」欄に記載がないもの ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められるもの <u>(2) 調査に移行する場合</u> <u>意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。</u> <u>なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。</u> （略）	5 意見聴取結果の税理士等への連絡 意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う。ただし、次に掲げるものに該当する場合には口頭（電話）により行う。 なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、意見聴取結果についてのお知らせを送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。 ① 課税上の指摘事項があるもの又は更正や修正申告のしようようには至らないが、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項があるもの ② 法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 2 面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 2 面「3 審査した主な事項」欄及び 3 面「4 審査結果」欄に記載がないもの ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められるもの （略）